

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の未然防止・拡大防止のため、出前講座の案内を高齢者施設等にも広く配布し、41回(3,964人参加)実施した。 ・中学校では消費者の基本的な権利と責任や消費者の保護等、高等学校では悪質商法やネットトラブル等による消費者被害の事例紹介、成人に対しては、生涯を見通した生活における消費行動等、各世代に応じた消費者教育を実施し、浸透を図った。 ・新聞広告、ホームページ、SNS等により、健康食品の定期購入やマルチ商法などの悪質商法等に対する注意喚起を行い、被害の未然防止に努めた。 ・成年年齢引下げに伴う消費者被害の防止に向けた啓発を強化した。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員フォローアップ研修や指定消費生活相談員養成研修(計12講座)で最新の知識を提供するなど、市町村消費生活相談員の資質向上を図った。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・営業施設の感染症対策強化のため、試験検査や指導等を実施した。 ・入浴施設のレジオネラ症対策として、浴槽水等30施設、58検体の検査を行い、不適合となった11施設に対し改善指導を行った。 ・入浴施設の自主管理体制の確保のため、レジオネラ属菌の自主検査対象施設746施設のうち報告のない165施設に対し検査実施の指導を行った結果、上半期と比較し、年度末時点の報告率が16.3%向上した。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターでは、犬と猫の譲渡会を毎月2回日曜日に実施するとともに、随時譲渡を行うことで、引取頭数に対する譲渡割合がR2年度の32.1%からR3年度は40.5%と増加した。 ・動物愛護センターや小学校で、6,905人に動物愛護教育を実施した。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(3年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①②	消費生活安全・安心推進事業	99.6	96
③	監視指導費	—	96
④	動物愛護協働推進事業	150.9	96

【VI. 施策に対する意見・提言】

○大分県消費生活審議会 (R3.7)
 ・学校現場では、専門家の講座を直接子ども達が聞けるのは、教員が伝える以上に伝わりやすいので、そういう取り組みを広げていただけるとありがたい。

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の授業において、児童生徒に基本のお金の大切さや使い方を選択する力を身に付けさせる。 ・R4年4月に成年年齢が引下げられたことから、消費者教育コーディネーター(消費生活相談員)を高校等に派遣し、巣立ち教育出前講座等を通じて、若年者の被害防止・救済に向けた実践的な消費者教育の充実を図る。 ・消費関係の法律講座を県内2か所で開催するほか、SNS・新聞等様々な媒体を活用し、対象者の特性に応じた注意喚起等を行うことにより、着実に消費者被害の未然防止・拡大防止を図っていく。 ・商品やサービスを選択する際に、価格や品質だけでなく社会的課題について考えるエンカール消費について、引き続き、講演会の開催やラッピングバスの運行等を通じて、広く県民に啓発する。 ・市町村と連携し、高齢者や障がい者の消費者被害を防止するための見守りサポーターを育成する。 ・おおいた動物愛護センターを中核として、適正飼養と終生飼養の啓発、飼い主のいない猫対策、譲渡の推進に取り組み、殺処頭数を減少させる。 ・愛護教育を専門に行う職員を配置し実施している動物愛護教育(命の授業)により、次世代を担う小学生を主な対象とし、犬や猫の適正飼養やいのちの大切さを伝えることで、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会をめざす。